

病児保育事業  
補助要件緩和

# 病児保育事業の特例措置が見直され、 より柔軟な実施が可能に

## Point!

- ✓ 人材確保が難しく、「保育士及び看護師をそれぞれ1名以上配置」することが難しい。
- ✓ 離島・中山間地等の小規模施設では、**看護師等1名の専従及びもう1名が必要時に対応できる体制**であれば病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）の実施が可能になった。

### 地域の課題



病児保育を実施したいが、過疎地域の診療所では、保育士の確保と費用面での負担が大きい…。

### 自治体の提案

#### 受入児童が少ない場合の

職員の常駐人数や配置人員についての  
**緩和を提案**

利用者ニーズの多様化や地域の実情に応じた事業を実施できるように要件緩和を提案しましょう！



### 提案の成果

離島・中山間地において  
利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で  
医療機関に併設した施設で定員が2名以下の場合



**常駐の看護師<sup>(※)</sup>1名で  
病児保育の実施が可能**

※子育て支援員研修を修了していること等。  
※必要時に対応可能人員1名の確保。

保護者の多様なニーズにも対応しやすくなった。  
子育て支援の充実の一步！



### 提案の成果

子育て世代のニーズに合った  
病児保育の実施

**住民サービスの向上**

# 提案実現後の状況

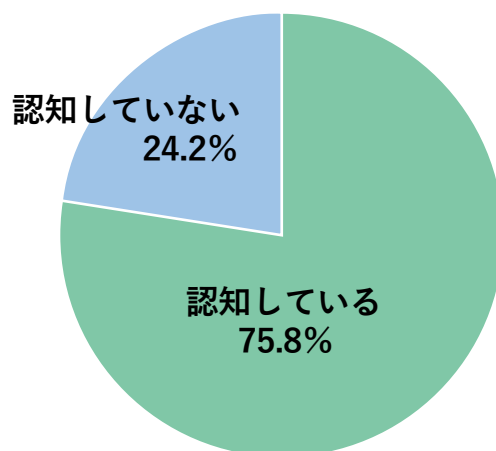
## 今後の活用への期待

内閣府が令和6年度に実施した調査※では、制度を認知している団体は、回答のあった市区町村全体の **75.8%** であった。また、市・区の認知度は9割弱なのに対し、町・村では5～6割となり、小規模団体の認知度が低い傾向にある。

制度の対象が、離島や中山間地など、利用児童の見込みが少ない地域であり、制度を活用している団体は **81 団体** となっている。

また、活用していない団体の3分の1は、病児保育事業そのものを実施しておらず、その理由に「要件を満たす看護師等の配置ができない」、「対象施設がない」、「利用児童がない」を挙げる団体が多かった。

【自治体における認知度】



※地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改正等の活用状況に係る調査

(URL) [https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/katsuyouchousa/r6\\_katsuyojokyo.pdf](https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/katsuyouchousa/r6_katsuyojokyo.pdf)

### <提案団体>

兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、堺市

## 関係者の声



施設関係者

地域で労働されている保護者の方にお子様を安心して預けられる場を提供させていただくことで地域との交流を深め、喜んで頂けることをうれしく思っています。



保護者

働く上で子どもの急な体調不良時に対応してくれる環境が整えてあり、小児科もあるので安心して預けられるので仕事と子育ての両立ができ有難く思います。